

民医連外の近医に対する医師支援の取扱い

地域医療の民主的形成の立場から近医との連携が様々に取り組みされており、この中で支援の要望もあるので次の通り定めます。

近年、医師に対する支払いに対して税務当局の監視が強められており、また医局の統制、全職員の団結を阻害しないために、厳正な取扱いが求められていると考えます。

1. 個人としての対応はあり得ない。
2. 医局で承認されることを原則とする。
但し、緊急止むを得ないときは医長、院長の指示に従う。
3. 医長が緊急に出張を命じたときは、その責任において、すみやかに院長に報告し、その承認を受けることとする。
4. 出張を命ぜられた医師に対しては
(イ) 旅費規程第 13 条による交通費
(ロ) 日当 5,000 円
5. 夜間・休日、或いは祭日等、通常の勤務外であるときは、前項とかかわりなく相手先より礼金額を本人に支給する。支給日は賃金支給日に行う。
相手先よりの礼金について院所を経由し本部に納入すること。
6. 旅費等の支給については北陸 3 県内支援の用紙を使用し、その都度、報告書を本部に提出すること。
7. 相手先より領収書等を求められたときは、勤医協にて行う。個人名では行わないこと。

以 上

役員会決定 Vo 57-1

昭和 57 年 4 月 1 日

報 告 書

様式Vo 3

| | |
|------------------------------|-----------------------------|
| と き | 年 月 日 時 ~ 時 |
| 支 援 医 師 | 病院 |
| | 医師 |
| 理 由 | |
| 上記の通り、支援を受けたので報告する。 年 月 日 | |
| | 院 所 名 報 告 者 本 部 受 領 日 |
| | 病 院 医 長 印 |